

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

- ・妊婦認定時に5万円
- ・妊娠していたこどもの人数×5万円

〇対象者

妊娠されていた人（日本国内に住所を有する者）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことを
もって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

〇申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、
その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

〇申請先

住民票のある市区町村にご申請ください。

各市町からのお知らせ

妊婦支援給付金の受給をご希望の方は、下記お問合せ先までご連絡ください。

* 申請に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード表面、運転免許証、パスポート等公的身分証明書）

番号確認書類（マイナンバーカード裏面、住民票（個人番号の記載があるもの）、住民票記載事項証明）

振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）またはその写し

妊娠未届の方は、各市町が指定する「妊婦給付認定用診断書」

診断書の用紙は各市町ホームページからダウンロード又は各市町より郵送しますので、医療機関で記入を受けてください。（有料：2～3千円程度。発行まで数日間かかる場合があります。医療機関にご確認ください。）

湯梨浜町の方は印鑑をご持参ください。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。給付金申請時などにお話を伺うことができます。

お住いの市区町村の相談窓口では、給付のご案内はもちろん悩みや不安などもお話いただけます。

深い悲しみや辛く悲しい気持ち、誰にも話せないで孤独を感じている気持ちなどひとりで抱え込まず、相談してみませんか。

※申請や面談等の詳細については、住民票のある市区町村の担当窓口へ直接お問い合わせください。

※本リーフレットをご持参ください。（ご持参いただかなくても申請・面談は可能です。）

【お問合せ先】

倉吉市	子育て支援局	こども家庭センター
湯梨浜町	子育て支援課	こども家庭センター
三朝町	企画健康課	健康づくり係
北栄町	教育総務課	子育て世代包括支援センター
琴浦町	子育て応援課	こども家庭センター

電話：0858-27-0031
電話：0858-35-5322
電話：0858-43-3506
電話：0858-37-3224
電話：0858-27-1333